

# 令和8年度水質検査計画



PC 配水池（東大久保浄水場）

富士見市では、お客さまに安全でおいしい水を飲んでいただくために、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

この水質検査を「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度で行うか」を記したものが水質検査計画です。

安心して富士見市の水道水を利用していただけるよう、令和8年度水質検査計画を作成しましたので公表します。

**富士見市建設部水道課**

# 水質検査計画の内容

## 1. 水質検査計画の基本方針

### (1) 検査場所

水質基準が適用される浄水場・配水場の系統別末端の蛇口に加えて、浄水場の出口及び水道用取水井（深井戸）とします。

### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。

### (3) 検査頻度

下記のように定めて検査を行います。

#### ○蛇口

水道法に基づき、色や濁り、残留効果の検査（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号）を 1 日 1 回行います。

また、大腸菌、一般細菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度等（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号）の検査は月 1 回行います。

その他の水質基準項目の検査については、年 4 回行います。

#### ○浄水場

色や濁り、味、臭の検査を 1 日 1 回行い、残留塩素の検査は 1 日 3 回行います。また、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査を月 1 回行います。

#### ○水道用取水井

本市の水源である市内の水道用取水井では、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査を月 1 回行います。また、水質基準項目に準じた項目（消毒副生物質を除く）の検査を年 1 回行います。

ダイオキシン類の検査についても年 1 回行います。令和 8 年度は、令和 7 年度と同様にクリプトスポリジウム等の対策として、3 ヶ月に 1 回、クリプトスポリジウム指標 2 菌種（大腸菌及び嫌気性芽胞菌※1）の検査を行います。

※1 大腸菌及び嫌気性芽胞菌：糞便による汚染の指標

## 2. 水道事業の概要

本市の水道水は、埼玉県企業局の大久保浄水場で浄水処理された水道水（県水）に、市内にある水道用取水井からの地下水を混合し配水している浄水場と県水のみを配水している配水場があります。

### (1) 給水状況（令和7年3月現在）

- ・給水区域：富士見市内
- ・給水人口：112,858人
- ・普及率：99.47%
- ・給水戸数：55,990戸
- ・1日最大給水量：33,110 m<sup>3</sup>
- ・一人1日最大給水量：293 リットル

### (2) 浄水場の名称と浄水処理方法

浄水場の名称	水谷浄水場	東大久保浄水場	鶴瀬西配水場
所在地	富士見市 大字水子 1229	富士見市 大字東大久保 2955	富士見市 鶴瀬西 3-6-8
原水の種類	県水(*) 地下水	県水(*) 地下水	県水(*)
配水池の容量(m <sup>3</sup> )	4,000	12,000	3,200
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

注) 県水(\*)・・・埼玉県企業局から受水(購入)している水道水。利根川・荒川の表流水を水源とし、埼玉県の施設である大久保浄水場で浄水処理された水道水。

## 3. 水質状況と水質管理状況

令和7年度における浄水の水質検査結果では、特に水質が悪化した兆候はなく、国の定めた水質基準を下回っており、飲用に適しております。

地下水にあっては、硝酸態窒素の変化を監視する状況にあるため、水谷浄水場及び東大久保浄水場において監視を続けていくこととしています。

## 4. 検査場所

### (1) 蛇口

水の停滞など、時間による水質変化が最も起きやすいと考えられる、浄水場から遠い末端の3ヶ所で検査を行います。

### (2) 浄水場

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、2ヶ所の浄水場出口で検査を行います。

### (3) 水道用取水井

安全で良質であることを確認するために、通常使用している7ヶ所の取水井で検査を行います。

## 5. 検査項目と検査頻度

### (1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度

#### ① 検査項目

法令に基づく水質検査表(1)に従い、蛇口で水質基準項目(52項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日1回行う項目についても検査を行います。水質基準項目については、令和8年度よりPFOS及びPFOAが新たに追加され52項目となります。

#### ② 検査頻度

(ア) 法令に基づく水質検査表(1)の項目 No.1, 2,11,39,47~52 の検査は、下記(イ)の検査を実施する月以外に、毎月1回行います。

(イ) 法令に基づく水質検査表(1)のうち、その検査結果が水質基準を十分に満足している項目は、検査頻度を1年もしくは3年に1回まで検査頻度を緩和できる項目があります。しかし、水質が安全かつ良好であることを確認するため、本市では検査頻度を減らさずに、水質基準項目のうち1日1回行う項目、及び毎月1回行う項目を除く40項目の検査を行います。

水質検査表(2)の検査は浄水場運転管理業務の受託者が行い、また法令に基づく水質検査表(1)の検査は、水道法第20条により登録された検査機関(以下「検査機関」という。)へ委託します。

(ウ) 法令に基づく水質検査表(2)の色、濁り、消毒の残留効果について1日1回検査は浄水場運転管理業務の受託者が行います。

## (2) 本市が独自に行う水質検査項目と検査頻度

水質検査表(1)に従い、浄水場の出口と水道用取水井で水質検査を行います。

- (ア) 浄水場の出口にあつては、水質検査表(1)の項目 No.11 (硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素) を毎月 1 回、検査機関で検査を行います。(鶴瀬西配水場は除く)  
また、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、水道水質管理上留意すべき項目として検査(東大久保浄水場：1 日 7 回、水谷浄水場：1 日 3 回)を、浄水場運転管理業務の受託者が行います。
- (イ) 水道用取水井においては、水質検査表(1)の項目 No.11 (硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素) を毎月 1 回、No.22 から No.32 及び No.49 を除く基準項目を年 1 回行います。また、ダイオキシン類の検査を年 1 回行います。これらの検査は、検査機関で行います。
- (ウ) 法令に基づく水質検査表(2)の色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査とともに、味、臭についても 1 日 1 回検査は、浄水場運転管理業務の受託者が行います。
- (エ) 令和 8 年度については、水質基準にはあてはまらないが、水道水質中での検出の可能性があるなど水質管理上留意すべき事項として、水質管理目標設定項目の検査を、浄水場出口(浄水)と取水井(原水)をそれぞれ 1 箇所、年 1 回実施いたします。

## 6. 水質検査委託の内容と水質検査方法

水質検査は水質基準項目(52 項目)及びダイオキシン類の検査は、水道法第 20 条第 3 項に係る地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関へ委託し実施します。

ただし、色や濁り、味、臭、及び残留塩素の検査、水道水質管理上留意すべきものとして行う硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査については、浄水場運転管理業務の受託者に委託し実施します。(硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、毎日の浄水場点検時間ごとに測定し、監視を行っております)

検査方法は、国が定めた水道水の検査方法(「水道水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」)及び簡易測定で行っています。

## 7. 臨時の水質検査

水道水に臭気など著しい変化が生じるなどの異常があった場合は、臨時の水質検査を行います。また、大久保浄水場から水質異常の連絡があった場合や、水道用取水井の井戸水に異常が見られた場合は、直ちに取水を停止するなどの処置を行い、必要な項目の検査を行います。これらの水質検査は、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

## 8. 放射性物質の結果

東京電力福島第一原子力発電所事故による水道水への影響を監視するため、国土交通省が示す方針に基づき、放射性物質（総セシウム（セシウム 134・セシウム 137））の測定を行います。

## 9. 水質検査の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は広報、ホームページにて公表します。

また、お客様からのご意見や、国・県の助言・指導を検討し、次年度の水質検査計画作成へ反映することに努めます。

## 10. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

### (1) 水質検査結果の評価

水質検査を行った項目について、基準値と比較し異常があるか、特に異常がないかを評価します。

### (2) 水質検査計画の見直し

水質検査の結果及びその評価並びに需要者の意見や国・県の助言、指導などを検討して、調査地点、調査回数、調査項目等について、毎年見直しを行います。

### (3) 水質検査の精度と信頼性保障

水質検査の信頼性を確保するため、委託検査項目について正確かつ精度の高い検査の実施に留意するとともに、原則として水質基準の1/10以下の定量下限値を確保しています。

## 11. 水道施設の耐震化進捗状況について

水道施設の耐震補強工事については、平成21年度より順次進めてまいりました。進捗状況については以下のとおりです。

- ・水谷浄水場管理棟耐震補強工事—平成22年3月完了。
- ・水谷浄水場配水池耐震補強工事—平成22年6月完了。
- ・水谷浄水場着水井耐震補強工事—平成23年5月完了。
- ・鶴瀬西配水場耐震補強工事—平成23年3月完了。
- ・東大久保浄水場旧管理棟耐震補強工事—平成24年4月完了。
- ・東大久保浄水場PC配水池耐震補強工事—平成26年9月完了。

東大久保浄水場PC配水池耐震補強工事の完了により、水道施設の耐震化工事は終了となりました。

## 12. 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合は、水道法第20条第3項に係る地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関と連携して水質検査を行います。

また、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課、埼玉県企業局大久保浄水場、埼玉県保健医療部生活衛生課との情報交換を行います。

なお水質検査の協力要請に応じるほか、水道課で実施した水質検査結果の提出など、事態改善に努めます。

## 13. クリプトスポリジウムが検出された場合の対応について

水質検査によりクリプトスポリジウムが検出された場合、直ちに汚染されているおそれのある原水の取水停止、水源の切替え等を実施します。

その場合、クリプトスポリジウム等による感染症の拡大を防止するため、また、水道利用者に混乱を招くことのないよう、水道水を飲用することによりクリプトスポリジウム症に感染する危険があることについて、各種手段（広報車、びら、報道機関等）を活用して迅速かつ確実に広報を行います。

## 14. 水道水質事故時の対応について

本市では、水道において水質事故が発生した場合について、別途「水道水質事故対応マニュアル」を策定しており、この内容に基づき緊急措置、応急給水、県水受水通常給水の早期回復をしております。また、水道水質管理水準の向上を図ること、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築することを目的とした「水安全計画」を策定しました。

## 15. 富士見市水道ビジョン（改訂版）について

本市では、平成21年3月に「富士見市水道ビジョン」を策定しました。現在の水道事業を取り巻く環境変化、計画整備量の変化に対応するために策定内容の見直しを図り、平成27年度において「富士見市水道ビジョン（改訂版）」を策定しました。詳しい内容については、別途ホームページをご覧ください。

この水質検査計画についてのお客様のご意見をお寄せください。  
お客様のご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

## 水質検査表(1)

No.	水質基準項目	水質基準値	法定検査頻度 (給水栓)	水質検査計画による検査計画頻度(回/年)		
				蛇口	浄水場出口	取水井
1	一般細菌	100 個/ml以下	月 1 回	12	-	1
2	大腸菌	検出されないこと		12	-	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下		4	-	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下		4	-	1
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下		4	-	1
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下		4	-	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下		4	-	1
8	六価クロム及びその化合物	0.05 mg/l以下		4	-	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下		4	-	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下		4	-	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下		12	12	12
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下		4	-	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下		4	-	1
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下		4	-	1
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下		4	-	1
16	シス1,2-ジクロロチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下		4	-	1
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下		4	-	1
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下		4	-	1
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下		4	-	1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	量の和が 0.00005 mg/l以下	年 4 回	4	-	1
21	ベンゼン	0.01 mg/l以下		4	-	1
22	塩素酸	0.6 mg/l以下		4	-	-
23	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下		4	-	-
24	クロロホルム	0.06 mg/l以下		4	-	-
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下		4	-	-
26	ジブromokロロメタン	0.1 mg/l以下		4	-	-
27	臭素酸	0.01 mg/l以下		4	-	-
28	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下		4	-	-
29	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下		4	-	-
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下		4	-	-
31	ブロモホルム	0.09 mg/l以下		4	-	-
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下		4	-	-
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下		4	-	1
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	4	-	1	
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	4	-	1	
36	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	4	-	1	
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	4	-	1	
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	4	-	1	
39	塩化物イオン	200 mg/l以下	月 1 回	12	-	1
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	年 4 回	4	-	1
41	蒸発残留物	500 mg/l以下		4	-	1
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下		4	-	1
43	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	発生時期に 月 1 回	4	-	1
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下		4	-	1
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	年 4 回	4	-	1
46	フェノール類	0.005 mg/l以下		4	-	1
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	月 1 回	12	-	1
48	pH値	5.8以上8.6以下		12	-	1
49	味	異常でないこと		12	-	1
50	臭気	異常でないこと		12	-	1
51	色度	5 度以下		12	-	1
52	濁度	2 度以下		12	-	1

## 水質検査表(2)

No.	1日1回行う検査	評価	検査計画頻度(回/年)
1	色(法定)	異常なし	365
2	濁り(法定)	異常なし	365
3	味(独自)	異常なし	365
4	異常な臭味(独自)	異常なし	365
5	消毒の残留効果 (法定)	0.1 mg/l以上	365

## 水質検査表(3)

No.	水質管理目標設定項目	水質目標値	水質検査計画による検査計画頻度(回/年)		
			蛇口	浄水場出口	取水井
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/l以下	-	-	1
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/l以下	-	-	1
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/l以下	-	-	1
目5	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	-	-	1
目8	トルエン	0.4 mg/l以下	-	-	1
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l以下	-	-	1
目10	亜塩素酸	0.6 mg/l以下	-	-	1
目12	二酸化塩素	0.6 mg/l以下	-	-	1
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l以下	-	1	-
目14	抱水クロラール	0.02 mg/l以下	-	1	-
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	-	-	1
目16	残留塩素	1.0 mg/l以下	-	-	1
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/l以上 100 mg/l以下	-	-	1
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/l以下	-	-	1
目19	遊離炭酸	20 mg/l以下	-	-	1
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/l以下	-	-	1
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/l以下	-	-	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3.0 mg/l以下	-	-	1
目23	臭気強度(TON)	3.0 以下	-	-	1
目24	蒸発残留物	30 mg/l以上 200 mg/l以下	-	-	1
目25	濁度	1.0 度以下	-	-	1
目26	pH値	7.5 程度	-	-	1
目27	腐食性(ランゲリア指数)	マイナス1程度以上とし、極力0に近づける	-	-	1
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	-	-	1
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	-	-	1
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/l以下	-	-	1
農薬類(43項目)					
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05 mg/l	-	-	1
2	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02 mg/l	-	-	1
3	EPN	0.004 mg/l	-	-	1
4	MCPA	0.005 mg/l	-	-	1
5	アトラジン	0.01 mg/l	-	-	1
6	アラクロール	0.03 mg/l	-	-	1
7	イソキサチオン	0.005 mg/l	-	-	1
8	イプフェンカルバゾン	0.002 mg/l	-	-	1
9	エスプロカルブ	0.03 mg/l	-	-	1
10	オキシシン銅(有機銅)	0.03 mg/l	-	-	1
11	カフェンストロール	0.008 mg/l	-	-	1
12	カルボフラン	0.0003 mg/l	-	-	1
13	クロルピリホス	0.003 mg/l	-	-	1
14	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l	-	-	1
15	シアノホス(CYAP)	0.003 mg/l	-	-	1
16	ジウロン(DCMU)	0.02 mg/l	-	-	1
17	ジクロベニル(DBN)	0.03 mg/l	-	-	1
18	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004 mg/l	-	-	1
19	シハロホップブチル	0.006 mg/l	-	-	1
20	シマジン(CAT)	0.003 mg/l	-	-	1
21	シメトリン	0.03 mg/l	-	-	1
22	ダイアジノン	0.003 mg/l	-	-	1
23	チウラム	0.02 mg/l	-	-	1
24	チオベンカルブ	0.02 mg/l	-	-	1
25	トリクロピル	0.006 mg/l	-	-	1
26	トリクロルホン(DEP)	0.005 mg/l	-	-	1
27	トリフルラリン	0.06 mg/l	-	-	1
28	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02 mg/l	-	-	1
29	フィプロニル	0.0005 mg/l	-	-	1
30	フェニトロチオン(MEP)	0.01 mg/l	-	-	1
31	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l	-	-	1
32	フェンチオン(MPP)	0.006 mg/l	-	-	1
33	フェントエート(PAP)	0.007 mg/l	-	-	1
34	ブタミホス	0.02 mg/l	-	-	1
35	プレチラクロール	0.05 mg/l	-	-	1
36	プロベナゾール	0.03 mg/l	-	-	1
37	プロモブチド	0.1 mg/l	-	-	1
38	ベノミル	0.02 mg/l	-	-	1
39	メコプロップ(MCPP)	0.05 mg/l	-	-	1
40	メソミル	0.03 mg/l	-	-	1
41	メチダチオン(DMTP)	0.004 mg/l	-	-	1
42	メフェナセツト	0.02 mg/l	-	-	1
43	モリネート	0.005 mg/l	-	-	1



